

申11号

「2019年10月23日高崎車両センター構内の

事象に関する申し入れ」会社に提出！！

2019年10月23日12時39分頃、線路閉鎖工事中であった高崎車両センター構内収容7番より531Mを出区させ、その後も4本の入出区を継続した事象が発生しました。

この事象に対して会社は「線閉違反ではない」というものの、今回の線路閉鎖作業は珍しいケースであり、この取扱いについて駅に対して教育されていなかったことや各系統における認識の違いがあることが明らかになりました。

線路閉鎖については過去に発生した高崎駅での事象に踏まえ、この間議論を積み重ねて原則的な取り扱いを徹底してきた中であり、新たな取り扱いを追加することにより、勘違いによる事故や事象に繋がる危険があります。

地本は、関係社員の安全を確保するため線路閉鎖に係わる事象・事故等の再発防止に向けて原因を究明し「真の安全対策」を創り上げていく必要があるものと考え、11月25日申11号「2019年10月23日高崎車両センター構内の事象に関する申し入れ」を会社に提出しました。今後団体交渉を行って行きます。

1. 2019年10月23日高崎車両センター構内で発生した線路閉鎖に関する事象について事実経過と問題点、会社の認識を明らかにすること。
2. 今回の取扱いについて新前橋駅に教育してこなかった原因と、運輸部と営業部における認識の相違が発生した原因について明らかにすること。
3. 線路閉鎖工事等要領の「軌道回路を有しない側線での線路閉鎖工事の取り扱い」に該当する支社内全ての箇所について具体的に明らかにすること。
4. 関係箇所に対して今回の取り扱いについてどのように対策と教育を行うのか明らかにすること。
5. 今回の取扱いは関係箇所に教育および周知徹底が出来るまで実施しないこと。
6. 車両センター構内において線路閉鎖作業が申し込まれる場合、構内助役は線閉区間に列車または車両を入出区させないように入出区計画を作成することを基本とすること。

以上



新たな取り扱い・ルールを追加することにより勘違いによる事故や事象に繋がる危険性があります！関係各箇所に取り扱いの教育が終了するまで中止を求めます！！